

日本地図センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本地図センター（以下「センター」という。）定款第29条に規定する役員に対する報酬等の支給の基準等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤とは、センターを主たる勤務場所とすることをいう。
- 三 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条に規定する報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 四 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費をいう。

(常勤の役員の報酬等)

第3条 常勤の役員の報酬等（第7条に規定する退職手当を除く。）は、年俸とする。

(年俸の額)

第4条 年俸の額は、次の各号に掲げる役員について、職務の内容、責任の度合い、年齢、センターの経営状況等を総合的に勘案して、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内において、事業年度毎に理事会（監事にあつては、評議員会）の承認を経て理事長が決定する。

- | | |
|--------|-------|
| 一 理事長 | 960万円 |
| 二 専務理事 | 864万円 |
| 三 常務理事 | 816万円 |
| 四 理事 | 768万円 |
| 五 監事 | 864万円 |

2 前項の規定は、同項各号に掲げる役員で、当該役員と異なる勤務形態の者（理事を除く。）の年俸の額について準用する。この場合において、同項中「年齢」とあるのは、「年齢、勤務形態」と読み替えるものとする。

(非常勤の役員の報酬等の内容及び額)

第5条 常勤の役員以外の役員（前条第2項に規定する役員で常勤でない者を除く。以下「非常勤の役員」という。）の報酬等は、日当とする。

2 理事会への出席等の職務執行を行う場合における非常勤の役員の日当は、1日につき、10,000円とする。

(費用)

第6条 通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例としている常勤の役員（第4条第1項の規定の適用を受ける役員に限る。第7条第1項において同じ。）には、通勤費を支給する。ただし、理事長は、必要があると認める場合は、同条第2項に規定する者に対して、通勤費を支給することができる。

- 2 通勤費の支給は、職員給与規程（昭和51年6月1日日地セ規程第2号）第12条に規定する通勤手当の支給に準じて行うものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、交通費その他の職務執行に必要な費用は、特別の事情が存する場合を除き、実費相当額を支給する。

（退職手当）

第7条 常勤の役員には、退職手当を支給することができる。

- 2 退職手当の支給の基準等については、役員退職手当支給規程（平成17年5月17日制定）に定めるところによる。

（支給方法）

第8条 常勤の役員（第4条第2項に規定する役員で常勤でない者を含む。以下同じ。）の報酬等の支給は、職員給与規程（昭和51年6月1日日地セ規程第2号）第3条に規定する給与の支給定日に、基本月額（第3条の規定に基づき決定された年俸の額を12で除して得た額をいう。）を支給することにより行う。

- 2 常勤の役員の報酬等は、法令等に基づきその役員の報酬等から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支給する。この場合において、当該役員が自己の預金口座への振込みを申し出たときは、その方法によって支払うことができる。
- 3 常勤の役員の通勤費又は交通費は、第1項に規定する支給定日に支給する。
- 4 非常勤の役員の報酬等、交通費及び旅費は、理事会への出席等の職務執行を行った当日に支給する。この場合において、当該役員が自己の預金口座への振込みを申し出たときは、その方法によって支払うことができる。

（在職期間1月未満の常勤の役員の報酬等）

第9条 常勤の役員としての在職期間が1月に満たない月にあつては、当該月の報酬等は、日割計算により支給する。

（雑則）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改正）

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月19日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 役員給与規程（平成17年5月17日制定）は、廃止する。
- 3 役員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。
第3条及び第5条第2項中「本給の月額」を「基本月額」に改め、第3条第1項中「100分の12.5」を「100分の10」に改める。